# ２０２７年度　全民児連会長表彰　対象者早見表

| 要件 / 種類 | 表彰対象 | 就任年月日<br>※H＝平成 | 表彰方法 |
|---|---|---|---|
| 1. 永年勤続<br>単位民児協<br>会長表彰 | ① 現在、現任の民生委員・児童委員である単位民児協会長※であり、単位民児協会長の在任期間が、令和 8 年 11 月 30 日時点で **14 年以上**の者<br>② 現在は単位民児協会長でない民生委員・児童委員のうち、過去において単位民児協会長※の在任期間が通算 15 年以上にわたる者<br>※*単位民児協会長が「総務」と呼称されていた期間も含む* | ①<br>H24.12.1 以前<br>②<br>H23.12.1 以前 | **【全国大会出席者】**<br>全国大会式典終了時に表彰受付にてお渡し<br>**【全国大会欠席者】**<br>全民児連から県民児協へ表彰状を送付し、県民児協から本人へ伝達表彰 |
| 2. 永年勤続<br>単位民児協<br>役員表彰 | ① 会長の職務を代理する者（副会長）であってその職の在任期間が令和 8 年 11 月 30 日時点で通算 17 年以上の者<br>② 会長の職務を代理する職（副会長）と単位民児協会長の職の通算在任期間が令和 8 年 11 月 30 日時点で 17 年以上の者<br>③ 過去において会長の職務を代理する職（副会長）の在任期間が 18 年以上の現任の民生委員・児童委員<br>④ 過去において会長の職務を代理する者（副会長）と単位民児協会長の職の通算の在任期間が 18 年以上の現任の民生委員・児童委員 | ①　、②<br>H21.12.1 以前<br>③　、④<br>H20.12.1 以前 | 全民児連から県民児協へ表彰状を送付し、県民児協から本人へ伝達表彰 |
| 3. 民生委員・児童<br>委員功労者<br>表彰 | 現在、民生委員・児童委員であって、在任期間が令和 8 年 11 月 30 日時点で 20 年以上の者 | H18.12.1 以前 | |
| 4. 永年勤続<br>民生委員・<br>児童委員表彰 | 現在、民生委員・児童委員の職にあって在任期間が令和 8 年 11 月 30 日時点で 10 年以上の者 | H28.12.1 以前 | |

**【参考】就任期間の考え方（永年勤続民生委員・児童委員表彰の場合）**

